

福岡市工事成績優良業者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、工事成績が優秀な受注者を表彰することにより、受注者の建設技術の向上を図り、あわせて本市における公共工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、福岡市、福岡市水道局及び福岡市交通局（以下「本市」という。）が発注した工事において福岡市請負工事成績評定要領に基づく評定（以下「工事成績評定」という。）が80点以上の優秀な成績であった受注者を対象とし、工事成績優良業者として表彰する。

また、（公財）福岡市施設整備公社が発注した工事も、福岡市が発注した工事とみなし、同様に取り扱うものとする。

- 2 前項のうち、一般土木、舗装、その他土木、建築、機械、電気、水道局、交通局の各部門において最も優良な成績であった受注者に対しては最優良工事成績業者として表彰し、本市が定めるロゴマークを使用する権利を付与する。
- 3 前各項の場合において、受注者が建設工事共同企業体（以下「JV」という。）であるときは、JVの各構成員を表彰の対象とする。

(表彰対象者の除外等)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としないものとする。

- (1) 表彰の対象となる本市が発注した工事（以下「表彰対象工事」という。）の完了日前6月以内又は完了日から表彰日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止又は競争入札参加資格の取消しを受けた期間がある者
- (2) 表彰対象工事に起因した事件、事故等により、措置要領に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格の取消し又は書面警告を受けた者
- (3) その他表彰することが不相当と認められる者

2 受注者がJVの場合は、前項各号に該当する構成員のみを表彰の対象としないものとする。

(表彰の対象工事)

第4条 表彰の対象となる工事は、本市が発注した工事のうち、当初の契約金額が500万円を超える工事とする。

(表彰対象の通知及び取消し)

第5条 本市が発注した工事における工事成績評定が80点以上の場合において、第3条第1項各号のいずれにも該当しないときは、速やかに、受注者に表彰の対象である旨の通知（以下「対象通知」という。）を行う。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当することとなる可能性がある場合は、事実関係を調査の上、表彰の対象とするか否かを決定した後に、対象通知を行う。

- 2 前項の場合において、受注者がJVであるときは、JVの構成員ごとに表彰の対象とすることがどうかを明確にした上で、構成員ごとに対象通知を行う。
- 3 対象通知を行った後、表彰の対象者が、表彰日までに第3条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該受注者に表彰対象の取消しの通知を行う。
- 4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状(市長名)をもって行う。

2 表彰は、前年度に完成検査を行った表彰対象者に対して行う。

(表彰を行った者の公表)

第7条 表彰を行った者については、財政局技術監理部検査課掲示板、水道局契約課掲示板又は交通局財務課掲示板及び福岡市ホームページ、水道局ホームページ又は交通局ホームページにおいて公表するものとする。

2 公表の期間は、表彰を行った日から6月とする。

(表彰の取消し)

第8条 表彰を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、表彰を取り消すことができる。

(1) 工事成績評定を修正した結果、第2条に定める表彰の要件を満たさなくなった場合

(2) 第3条第1項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合

2 受注者がJVの場合は、前項各号に該当する構成員のみの表彰を取り消すことができる。

3 表彰を取り消す場合は、当該受注者に表彰の取消しの通知を行う。

4 第5条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、同日以降に完成する工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に表彰する工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行し、同日以降に表彰する工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に表彰する工事に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事に適用する。